

医療情報連携ネットワーク支援Navi

サイト内検索

[医療情報連携ネットワークとは](#)[調査・報告](#)[ピックアップ事例](#)[事例を探す](#)[構築手順](#)[FAQ](#)[用語集](#)[お役立ち情報](#)

医療情報連携ネットワーク支援Navi > 実施事項【Step1 計画 4. 組織の設置】

運営主体の組織

Step1 計画

Step2 構築

Step3 運用

Step4 更改

実施事項【Step1 計画 4. 組織の設置】

POINT

- 事業概要を決めた後に、医療情報連携ネットワークを構築して事業を運営していく組織を決定する必要があります。運営主体は、既存組織で運営する場合と新規組織を設立して運営する場合（※）があります。
- 新規に組織を設立する場合は、医療情報連携ネットワークの構築目的や地域の実情に合った組織形態を選択します。

※－運営主体例・・・病院、医師会、行政、企業 など

－新規設立時の組織形態例・・・NPO法人、一般社団法人、一般財団法人 など

法人制度の比較

項目	NPO法人	一般社団法人	一般財団法人
根拠法	特定非営利活動促進法（NPO法）	一般社団法人および一般財団法人に関する法律	一般社団法人および一般財団法人に関する法律
活動事業内容	公益の増進に寄与する活動に限られる	制限なし	制限なし
設立にかかる主な手続きと期間	合計5ヶ月程度 所轄庁審査、登記手続	合計2～3週間程度 公証人による定款の認証、登記手続	合計2～3週間程度 公証人による定款の認証、登記手続
設立に必要な構成員の人数	社員10人以上	社員2人以上	1人以上
役員などの人数	4名以上 ・理事3名以上 ・監事1名以上	1名以上 ・理事1名以上	7名以上 ・評議員3名以上 ・理事3名以上 ・監事1名以上
設立に必要な財産	0円でも可	0円でも可	300万円以上
手続きに必要な経費	0円	合計11万円 ・定款認証手数料：5万円 ・登記時の印紙代：6万円	合計11万円 ・定款認証手数料：5万円 ・登記時の印紙代：6万円

項目	NPO法人	一般社団法人	一般財団法人
構成員の入会制限	不可	可	可
構成員議決権	一人一票	一人一票 定款で定めれば変更可	構成員は議決権なし 評議員は一人一票
機関	理事、社員総会、監事 (必置) 理事会(任意)	理事、社員総会(必置) 理事会、監事(任意)	理事、評議員、評議員会、理事 会、監事(必置)
活動内容	公益の増進に寄与する活動に限 られる	特に制限なし	特に制限なし
所轄庁への報告義務	有り (事業年度終了後3ヶ月以内)	無し	無し
課税対象	収益事業から生じた所得にのみ 課税	全ての所得に対して課税	全ての所得に対して課税

出所：内閣府HP、財務省HP、都道府県HP中の各法律の概要説明などに基づいて作成

[◀ TOPへ戻る](#)

[ページの先頭へ戻る ▲](#)

▶ 医療情報連携ネットワークはなぜ必要？

- ▶ 出発点は地域医療を良くしたいという思い
- ▶ 医療情報連携ネットワークの導入効果
- ▶ 利用者の声（導入効果）

▶ 医療情報連携ネットワークをどう作る？

- ▶ 医療情報連携ネットワークの構築手順
- ▶ 実施のポイント
- ▶ 利用者の声（苦労した点、成功要因）
- ▶ ガイドライン、書式例など

▶ 医療情報連携ネットワークの具体例を見る

▶ 医療情報連携ネットワークとは

- ▶ データで見る
- ▶ ピックアップ事例
- ▶ 事例を探す

▶ 構築手順

- ▶ 構築手順について
- ▶ Step1：計画
- ▶ Step2：構築
- ▶ Step3：運用
- ▶ Step4：更改

▶ FAQ

- ▶ 用語集
- ▶ お役立ち情報
- ▶ リンク集
- ▶ 資料ダウンロード